

# 刑法の性犯罪規定の見直しに関する要望書

2020年10月6日

東京・生活者ネットワーク

代表 山内れい子 小西美香 渡部真実

2017年6月の刑法改正の附則第9条において、施行後3年を目途とした施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる、としたことを踏まえ、法務省では2018年4月から「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を開催し、2020年6月から「性犯罪に関する刑事法検討会」が開催されています。また、6月11日には性犯罪・性暴力対策の強化の方針が示され、複数の府省庁に渡る対策が進むことに期待するものです。

生活者ネットワークでは女性に対する暴力について、これまで学習会を重ね、当事者の声を聴きながら、地域の自治体で取り組めることを提案してきました。しかし、性暴力を根絶し、安心して暮らせる社会にするためには、前回の法改正では不十分であり、さらなる改正の必要性を求めます。

生活者ネットワークが都内49自治体に対し独自に行ったDV、セクハラ、性暴力に関する施策に関する調査では、1位でも54点と低く、基礎自治体の意識改革と施策の底上げの観点からも、法律改正が必須であると考えます。

日本政府は女性活躍を推進していますが、実際には「2020年30%」の実現を先送りし、女性差別撤廃条約の選択議定書の採択も進まず、ヨーロッパ評議会のイスタンブール条約批准のような取り組みもなく、女性の人権がおろそかにされています。

性暴力においては、声を上げて訴えた被害者がかえってバッシングを受けてしまう風潮が絶えない中、被害者には厳しく、加害者には寛大な性犯罪の構成要件は直ちに直視すべきです。同時に、売春防止法ではカバーしきれない、被害者の自立支援など、今日的な女性の困難さを当事者の権利保障として支援できるよう、女性自立支援法の制定も望みます。

もちろん、被害者は女性だけではありません。性暴力被害者支援法を制定し、性暴力の全ての被害者が救済される支援の充実とセットで、今回の刑法改正見直しについては、以下の要件を盛り込んだ内容にすることを強く要望します。

1. 強姦性交等罪における暴行・脅迫要件を見直し、「同意」のない性交等は性犯罪とすること
2. 配偶者間の強姦を明記し、刑罰を加重すること
3. 性交同意年齢を最低でも16歳以上に引き上げること
4. 公訴時効期間の撤廃もしくは停止すること
5. 地位・関係性を利用した性交等を処罰規定の対象とすること
6. 盗撮行為について刑法に位置付けること
7. 再犯を繰り返さぬよう、加害者の処罰内容に更生プログラム受講を義務付けること
8. 監護者性交等罪の「現に監護する者」の範囲を拡大し、また、適用範囲を18歳以上に拡大すること。
9. 被害者が障害児者であることに乗じた性犯罪を位置づけること

以上